

## 生活支援

《個人が申請》他の支援策は事業専門です。唯一、生活に対応可能な支援策です。

- 休業等で生活できない
- 退職等で住宅を失う(かも)
- 児童手当を受給していれば
- 一律支給

借入	緊急小口資金(特例)	借入上限 <b>10万円</b> (特別な場合 <b>20万円</b> ) 据置期間:1年以内、返済期間:2年以内	①休業等により収入の減少があり、一時的な生計維持のために借入れが必要な場合。 ②他自治体で同様の借入を行っていないこと。
借入	総合支援資金(特例)	借入上限 <b>20万円</b> (単身者 <b>15万円</b> )/月 据置期間:1年以内、返済期間:10年以内	①失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難であるとみなす場合。 ②他自治体で同様の借入を行っていないこと。
給付	住居確保給付金	給付額 <b>自治体によって異なる</b> 支給期間 原則3ヶ月	①離職・休業により著しい収入減。 ②離職の場合、2年以内かつ <b>65歳未満</b> であり、世帯収入及び世帯預貯金額が基準額以下。
給付	子育て世帯給付金	給付額 <b>1万円/児童1人につき</b>	①児童手当を受給している世帯である。 ②所得制限限度額以上の特例給付ではない。
給付	特別定額給付金(仮称)	給付額 <b>10万円/1人につき</b>	①4月27日時点で住民基本台帳に載る者。 ②原則世帯主が申請。

**申請** 八街市 社会福祉協議会

八街ほ35-29総合福祉センター内  
平日 9時~17時  
043-443-0748

**申請** 八街市 自立相談支援窓口

八街ほ35-29 平日 9時~17時  
043-312-0766

詳細決定次第、該当世帯へ通知予定

**郵送申請** 八街市役所 から通知あり

**電子申請** マイナポータル 総務省コールセンター  
平日 9:00~18:30 03-5638-5855

## 休業補償

《事業主が申請》従業員、個人事業主、店舗が一時的な休業を行う際に補填される制度です。

- 子育て世代が臨時休校で仕事を休む
- 従業員に休業してもらう

助成	小学校休学等 対応助成金	雇用者 助成額:労働者1人1日 <b>8,330円</b> まで 助成率:10/10 フリーランス助成額:1人1日 <b>定額4,100円</b>	臨時休校に伴い、子どもの世話をを行う労働者に通常とは別途有給休暇(賃金全額支給)を取得させた場合。 ①臨時休校により、契約した仕事ができない。 ②これまで業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた。
給付	雇用調整助成金	助成額:労働者1人1日 <b>8,330円</b> まで 助成率:中小企業 <b>9/40-10/10</b> 、大企業 <b>4/5</b>	①労働者に対して一時的に休業を行っている。 ②6ヶ月未満又は雇用保険未加入も対象。 ※解雇等の場合は、中小企業4/5、大企業2/3。

**送付申請** 学校等休業助成金  
支援金受付センター

〒100-8228  
東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室  
平日・土日 9~21時 0120-60-3999

**申請** 千葉ハローワーク

平日 8:30~17:15 千葉市美浜区幸町1-1-3  
043-242-1181 (11#)

さらに千葉県が、休業店舗に対して”協力金”給付？

## 支払猶予

《事業主・個人が申請》支払猶予・減免に関して申請・問い合わせ可能です。

- 延滞金・税なしで支払先送り

市税	八街市納税課 043-443-1115	国民健康保険等	八街市納税課 043-443-1115	東京電力	0120-993-052	docomo	0800-333-0500
県税	千葉県総務部税務課 043-223-2127	厚生年金保険	募張年金事務所(年金機構) 043-212-8621	東京ガス	0570-002-211	au	157または0077-7-111
国税	成田税務署 0476-28-5151			水道局	043-443-0677	softbank	0800-170-4535

事業所家賃(テナント)においては、具体的な施策を与野党にて検討中。

## 資金繰り

《事業主が申請》当初3年間 金利ゼロ・無担保による借入金制度、事業者に現金支給する制度です。

- 民間系金融機関から借入する
- メガバンク 地方銀行 信用金庫 信用組合
- 政府系金融機関から借入する
- 日本政策公庫 商工会議所 商工中金
- 事業継続を前提として給付される

担保力拡大	信用保証枠の拡大認定 危機関連保証・SN保証4号・5号	【危機関連保証】保証割合 <b>100%</b> 【SN保証4号】保証割合 <b>100%</b> 【SN保証5号】保証割合 <b>80%</b>	売上高:「近1月」及び「近1月+見込2ヶ月」が 対前15%以上減 売上高:「近1月」及び「近1月+見込2ヶ月」が 対前20%以上減 売上高:近3ヶ月が対前5%以上減
金利	制度融資 金利と信用保証料を補助	千葉県 当初3年間 <b>金利ゼロ・無担保・保証料ゼロ</b> 返済期間10年 据置5年 八街市 民間金融機関利率の1/2(上限2.0%)を補助	危機関連保証・SN保証4号・5号の要件と連動した 売上高の減少を満たすこと。 ※4年目以降は所定金利へ移行。 ①1年以上市内で事業を営んでいること。 ②金利補助率・限度額は申請種類で異なる。
借入	新型コロナウイルス 特別貸付	当初3年間 <b>金利ゼロ・無担保・保証料ゼロ</b> 返済期間15年 据置5年	売上高:近1ヶ月が対前(もしくは前々年)5%以上 減 ※4年目以降は所定金利へ移行。
借入	商工中金 危機管理融資(商工中金)	当初3年間 <b>金利ゼロ・無担保</b> 返済期間15~20年/据置5年	売上高:近1ヶ月が対前(もしくは前々年)5%以上 減 ※4年目以降は所定金利へ移行。
借入	新型コロナウイルス対策 マル経融資(商工会議所)	当初3年間 <b>金利ゼロ・無担保</b> 返済期間7~10年/据置3~4年	売上高:近1ヶ月が対前(もしくは前々年)5%以上 減 ※4年目以降は所定金利へ移行。
給付	持続化給付金	給付額: 法人 <b>200万円以内</b> 個人事業主 <b>100万円以内</b>	2020年12月までに対前売上50%減少月があり、 前年総売上-(前年増益▲50%売上×12ヶ月) にて算出。(上限は左の通り。)
給付	千葉県中小企業 再建支援事業	給付額: <b>10万円~最大30万円以内</b>	2020年12月までに対前売上50%減少月があり、 ①県内に賃貸事務所複数:30万円 ②県内に賃貸事務所1か所:20万円 ③県内に賃貸事務所がない:10万円

**認定** 八街市商工観光課

八街ほ35-29 平日 8:30~17:15  
043-443-1405  
※借入先は民間金融機関へ

**申請** 千葉県 商工労働部経営支援課  
金融支援室

千葉市中央区市場町1-1  
平日 8:30~17:15 043-223-2707

**申請** 八街市商工観光課

八街ほ35-29 平日 8:30~17:15  
043-443-1405

**申請** 日本政策金融公庫

千葉支店:千葉市中央区市場町1-1  
(国民生活事業)043-241-0078  
(中小企業事業)043-243-7121

**申請** 商工中金千葉支店

千葉市中央区新町3-13  
0120-542-711

**申請** 八街商工会議所

八街ほ224  
平日 8:45~17:30 043-443-3021

**電子申請** 持続化給付金サイト  
https://www.jizokuka-kyufu.jp/  
平日・休日 9時~17時 03-3501-1544

**電子申請・郵送申請**

https://www.chiba-shienkin.com  
平日・休日 9時~16時 0570-04-4894

## 事業改革

《事業主が申請》コロナ以降、事業内容に変化・改善を加えていくための支援策です。

- 新規販路を開拓する
- 設備投資で対応する
- テレワーク・ITで対応する

補助	持続化補助金	補助額: <b>100万円以内</b> 補助率: <b>2/3以内</b>	コロナ特別枠 締切 5/15 感染症の影響を乗り越えるために、販路開拓等にかかる費用の一部を補助。 ※通常枠(補助額50万円)は常時公募中。
補助	ものづくり補助金	補助額: <b>1,000万円以内</b> 補助率: <b>2/3以内</b>	コロナ特別枠 締切 5/20 新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資費用の一部を補助。 ※通常枠(補助率:中小1/2、小規模事業者2/3)は常時公募中。
補助	IT導入補助金	補助額: <b>450万円以内</b> 補助率: <b>2/3以内</b>	コロナ特別枠 締切 6月末 ITツール(ソフトウェア・サービス)導入費用の一部を補助。特別枠はハードウェア(PC・タブレット)レンタルも対象。 ※通常枠(補助率:1/2)は常時公募中。

**問合せ先** 平日 9:30~12:00/13:00~17:30

全国商工会連合会 03-6670-2540

日本商工会議所 03-6447-2359

**問合せ先** 平日10:00~17:00

ものづくり補助金事務局 050-8880-4053

**申請** 中小企業生産性革命推進事業

**問合せ先** 平日9:30~17:30

サービスデザイン推進協議会 0570-666-424

WEB サイト